

ID: 71

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	名寄市営球場条例 第9条第1項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第98号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第9条 球場を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可について、必要な条件を付けることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日